

豊田市農業委員会議事録

令和7年7月28日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年7月農業委員会総会を豊田市役所南庁舎3階、南31会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第42号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第44号 農用地利用集積等促進計画案（新規設定）に対する意見について
- 議案第45号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
- 議案第46号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (18名)

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 鈴木喜一郎 | 2番 | 築山 正樹 | 3番 | 中川 豊 |
| 4番 | 中根 敏明 | 5番 | 深津 峰男 | 6番 | 近藤 和人 |
| 7番 | 杉浦 俊雄 | 8番 | 石川 文志 | 9番 | 梅村 逸次 |
| 10番 | 水嶋 広 | 11番 | 水野 省治 | 12番 | 伊藤喜代司 |
| 13番 | 梅村 貢司 | 14番 | 中島 匡代 | 15番 | 加知 満 |
| 16番 | 伊藤 政和 | 17番 | 倉地 雅博 | 18番 | 林 如実 |

<欠席委員> (1名)

19番 杉田 雅子

<事務局説明員>

| | | | | | |
|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 山岡 雅史 | 副主幹 | 中根 紘子 | 担当長 | 杉本 一浩 |
| 主査 | 神谷 一平 | 主査 | 井上 貴道 | 主査 | 佐藤 伸宏 |
| 書記 | 長谷川賢斗 | | | | |

(開会 午後2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、19番 杉田雅子委員、以上1名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

14番 中島匡代委員、15番 加知 満委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第42号から第46号までの審議案件5件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和7年議案第42号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第42号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案を御覧ください。

48番、篠原町の件。

担当推進委員の都築委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

49番、保見町の件。

担当推進委員の都築委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

50番、小原田代町の件。

担当推進委員の永江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

51番、加塩町の件。

担当推進委員の鈴木（順）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第42号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第42号は「承認決定」されました。

令和7年議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

91番、配津町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

お願いします。

中川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、92番、和会町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

中根委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、93番、宝町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、94番、宝町の件。

自己用住宅・駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、95番、宝町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、96番、西田町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員：4件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、97番、高丘新町の件。

資材置場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、98番、高丘新町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、99番、高丘新町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、100番、高岡本町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成5年頃に申請地の一部を通路として使用していたものを今回の申請で是正するものです。

続きまして、101番、前林町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成9年8月頃に駐車場として使用していたものを今回の申請で是正するものです。

お願いします。

杉浦委員：計5件、異義はありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、102番、加納町の件。

太陽光発電施設です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、103番、上原町の件。

貸店舗・駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、104番、上原町の件。

店舗です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、105番、上原町の件。

駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、106番、四郷町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村(逸)委員：申請番号102番から106番の5件、異義ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、107番、広幡町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員：問題ございません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、108番、勘八町の件。

自己用住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いいたします。

水野委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、109番、国谷町の件。

住宅敷地増し・駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いいたします。

伊藤委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第43号で上程されました19件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第43号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第44号「農用地利用集積等促進計画案(新規設定)に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案(新規設定)について、別紙のとおり意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和7年9月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。7の1ページ、議案第44号資料①は利用権設定の総括表です。

7の2から7の3ページ、議案第44号資料②は1筆ごとの情報を全件示し

たものです。ここでは7の1ページ、議案第44号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。

総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和7年9月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、25筆、2万3,270平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

議長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第44号において上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第44号は「意見なし」として答申します。

令和7年議案第45号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局：議案第44号は地域計画内の利用権設定でしたが、こちらは地域計画外の利用権設定になります。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、令和7年9月1日から貸借期間が開始される利用権設定です。

資料は2種類あります。8の1ページ、議案第45号資料①は総括表です。8の2から8の3ページ、議案第45号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。ここでは、8の1ページ、議案第45号資料①の総括表でご説明させていただきます。

総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始期はいずれも令和7年9月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、17筆、1万121平方メートルの利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第45号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第45号は「承認決定」されました。
令和7年議案第46号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第46号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」、別紙のとおり現地確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断します。

別紙資料、9の1ページから9の6ページを御覧ください。

今回、合計で180筆、7万5,374.63平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、昨年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断します。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第46号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第46号は「承認決定」されました。
報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：では、議案書10ページ、10の1及び10の2ページを御覧ください。
報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案書11ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について」、56番、平井町の案件から13ページを御覧ください。

66番、広田町までの11件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書14ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」、5番、水間町の案件について、2アール未満の農業用倉庫につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書15ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」、20番、日之出町の自己用住宅の案件から、16ページを御覧ください。

24番、西岡町の進入路の案件までの5件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書17ページを御覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」、83番、栄町の庭の案件から、20ページを御覧ください。

97番、神田町の自己用住宅の案件までの15件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時24分)